

簿冊非公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年5月14日
法律第42号)第5条第1項(個人に関する情報)に該当

電子複写不可

防衛研究所図書館



0529



和三四 既帰還者帰御先一覽表・辨鶴上陸地支局